公共下水道一時使用許可申請の手続きについて

仮設トイレ等の汚水排水のために、公共下水道を一時的（期間の定めがあるもの）に使用する場合の手続きは次のとおりです。

１　下水道に排水できる汚水

（１）仮設事務所等に設置する仮設便所及び手洗いからの汚水

（２）土木建築工事に伴う湧水等のうち排水量の算定が可能な処理された汚水

（３）その他市長が認める汚水

２　下水道に排水することができる汚水の排水基準

（１）滝沢市下水道条例に定める排水基準のとおり

（２）上記に定める排水基準に適合するように、必要な処理施設を設置してください。

３　許可申請の手続きについて

（１）「公共下水道一時使用許可申請書」に工事概要説明書、案内図、平面図、処理施設図、排水量算定計算書、処理水排水基準一覧、メーター仕様書、その他市長が必要と認める書類を添付し提出してください。

（２）「公共下水道一時使用許可決定通知書」の通知

（３）使用前確認

（４）公共下水道使用開始届の提出

（５）排水の開始

（６）排水の終了

（７）原形復旧の確認

（８）公共下水道使用廃止届の提出

４　注意事項

（１）下水道使用料の納付が必要です

（２）排水量を算定することが出来ない汚水は排水できません。

（３）一時使用に係る排水が原因で、市が管理する下水道施設を閉塞、汚損及び損傷した場合は原形復旧していただきます。

（４）諸法令及び滝沢市下水道条例を遵守すること。

（５）工事係る費用は全額自己負担とすること。

（６）市は当該工事によって発生する直接または間接の損失、損害等について、一切の責任を負いません。

（７）排水終了時には原形復旧すること

（８）処理水の排水、水質について市の指示に従うこと。